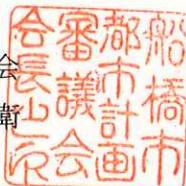


船都審第11号
令和3年9月3日

船橋市都市計画審議会委員
松崎さち様

船橋市都市計画審議会
会長 小嶋勝衛



第141回船橋市都市計画審議会の開催について（通知）

初秋の候、委員の皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。
さて、標記の件につきまして、延期しております審議会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席いただきますようお願い申し上げます。

記

第141回船橋市都市計画審議会

1. 日 時 令和3年9月15日（水）午後2時から

2. 会 場 市役所本庁舎9階 第1会議室

3. 議 題

① 副会長の選出

② 付議事項

・市内全域に関する付議事項

議案第1号 船橋都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更（千葉県決定）（付議）

・海老川上流地区土地区画整理事業に関する付議事項

議案第2号 船橋都市計画区域区分の変更（千葉県決定）（付議）

議案第3号 船橋都市計画用途地域の変更（船橋市決定）（付議）

議案第4号 船橋都市計画土地区画整理事業の決定（船橋市決定）（付議）

議案第5号 船橋都市計画下水道の変更（船橋市決定）（付議）

4. 連絡事項

- ①付議事項に係る資料を同封いたします。審議会当日お持ちいただきますようお願いします。
- ②新型コロナウイルス感染症対策のため、マスクの着用をお願いいたします。
- ③入口にて手指アルコール消毒、検温を行います。（原則、37.0度以上の発熱があ

る場合、もしくは37.0度未満でも平熱比が1度以上ある場合は、出席をご遠慮いただき可能性がございます。)

④発熱のある方や体調の悪い方は、出席をご遠慮ください。

船橋市都市計画審議会事務局
(都市政策課内) 担当 香河／日高
電話 : 047 (436) 2522
FAX : 047 (436) 2544
E-mail:tosomu@city.funabashi.lg.jp

都市計画案に対する意見書の要旨

令和3年7月2日から7月16日まで縦覧した以下の3つの都市計画案に対して、41名の方から、66通の意見書が提出されました。

- ・船橋都市計画用途地域の変更（用途地域） 19通
- ・船橋都市計画海老川上流地区土地区画整理事業の決定（区画整理） 34通
- ・船橋都市計画下水道の変更（下水道） 13通

意見書の要旨は以下のとおりです。

※意見書表題の都市計画案及び意見書の内容に応じた分類としています。

※同趣旨の意見書が複数出ているものについては、とりまとめたうえで要旨を作成しています。

※意見書の内容が多岐にわたるものが多いため、複数の要旨に該当する意見書については、重複して件数を数えています。

NO.	意見の件数				意見書の要旨
	用途 地域	区画 整理	下水道	合計	
1	11	17	6	34	海老川上流地域は、船橋市が作成したハザードマップで浸水想定区域であり、液状化の心配もあるので、今回の都市計画変更は中止すべきである。令和2年9月7日施行の都市計画法、都市再生特別措置法の改正の趣旨にも反する。
2	1	2		3	区域内の遊水地等の計画が具体的に明記されていない。千葉県の海老川調節池計画が破綻すれば下流域で水害が起きる可能性がある。
3	5			5	千葉県の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、海老川沿いの水田を市街化をした際の災害発生及び下流域への影響が指摘されている。地形的にも水が集まる区域で、この区域がよくなあっても周りが水没し孤立する。洪水時の調整池として今のまま残すべきである。
4	2	4	2	8	海老川上流地区土地区画整理事業は海老川流域、特に市中心部である下流市街地域の治水安全度が著しく低下することが懸念される。下流市街地の治水安全度を高めた上で実施すべきである。下流域の自治会に対する説明会及び公聴会開催を求める。 千葉県の調節池完成後まで事業計画決定すべきでない。
5	1	1		2	県の1時間に50ミリ対応の調節池の整備で十分なのか不安である。
6			1	1	下水道の変更案では想定降雨量を56mm/hrとしており、ハザードマップが想定する100mm/hr程度には対応できない。新しい街に住宅地を購入し家を建てる市民が床上浸水の被害にあうため計画の変更が必要である。
7			1	1	海老川上流地区の市街化による新たな水害の危険性の検証（新たなハザードマップの作成）が必要である。
8	6	14	1	21	浸水と液状化が想定されている場所に、医療センターやメディカルタウンを設置すべきではない。浸水想定区域であり、医療センター用地をかさ上げした場合に既存道路との接道や浸水時の接道が困難であれば拠点病院の役割は果たせない。
9	3	1		4	医療センターの建替えは、現位置の周囲で用地を購入し行うべきである。

NO.	意見の件数				意見書の要旨
	用途 地域	区画 整理	下水道	合計	
10		3		3	医療センターは駅から近い場所に移転してもらいたい。（新駅を設置しても医療センターから離れているので便利とはならない）
11	1	1		2	市街化区域編入の範囲は、現医療センターまで拡張して議論するべきである。
12	5	13	3	21	宅地にするのではなく、公園（遊水池公園や川を利用した親水公園等）を整備すべきである。
13	4	9	1	14	自然破壊はやめるべきである。自然を生かしたまちづくりをすることがSDGsなど世界の流れに沿っている。
14		1		1	農地土壤は二酸化炭素の吸収源として働くため、地球温暖化対策としても農地の保全が求められている。市は耕作放棄地の広がりを問題にしているが、十分な耕作放棄地対策を行ってきたとの検証を十分におこなったのか。今からでも方針を転換すべきである。
15	4	4		8	人口増の受け皿は市内にある3万戸を超える空き家活用で行うべきである。（空き家対策をまずすべき）
16	1	1		2	区画整理の理由として、令和7年までの人口増加が見込まれていることが挙げられているが、新たな市街化地域が形成されたときには人口が減少に転じていることが見込まれ、人口の受け皿を早急に確保する必要性はなくなるのではないか。
17	2	7		9	土地区画整理事業及び新駅設置に市の予算を投じる公益性はない。市の財源負担への市民理解が得られていない。現在の居住者が少ないので新駅建設は不合理である。
18	1	4		5	市の財政が苦しい中、財政的にも行うべきではない。
19		4		4	土地区画整理事業の事業費が増加し、市民サービスの低下の恐れがあるので、都市計画を変更すべきではない。
20	1	1		2	土地区画整理事業は特定の権利者等への利益提供であり、そのために市税を投入することは認められない。
21		3		3	日本各地の（特に熱海）の災害で嵩上げによる地盤対策が逆に崩れやすく危険であることが判明したと思う。安易な地盤対策（嵩上げ）は一考の必要がある。
22	1	1		2	何度も計画され頓挫した箇所である。農家にとっては税金が大幅に上がり、同意していない地権者もいる。無理な大型開発は中止すべきである。
23	1	4		5	市街化調整区域の開発についても議論すべきである。「都市のスプロール化への早期の対応」は区画整理とは別の課題である。
24			1	1	宅地造成を前提とした下水道計画ではなく、市全体の地勢を考慮した開発計画を作成するべきである。
25	1	2		3	事業の広報が不足している。

NO.	意見の件数				意見書の要旨
	用途 地域	区画 整理	下水道	合計	
26		1		1	総覧資料に地盤改良計画の詳細資料がなく、安全を確認できない。医療センターの立地について市民が検討できるよう資料の公開を求めるとともに都市計画審議会でも検討願いたい。
27	1	7	1	9	新たな土地区画整理事業ではなく、市民生活の向上（教育施設、福祉施設などの建設や、道路整備、既存の民間開発による危険箇所のチェック、新型コロナウイルスへの対応、医療の充実等）に税金を使ってもらいたい。
28	2	3	2	7	開発後の災害の責任はどこが持つのか。災害時に市は責任を取れるのか。
29		1		1	メディカルタウン構想より町の産業を興すべきである。農業研修センターへ切り替えてはどうか。
30		1		1	市民が望んでいるのは新駅の建設よりも東葉高速鉄道の運賃の値下げである。
31			5	5	市街化調整区域を市街化区域に変更することに反対します。